

建築設備

老人ケアマンション等、寝台用エレベーター

令 129 条の 5、6、9、10、13

老人ケアマンション等における寝台用エレベーターの取扱いについて

平成 30 年春期部会

老人ケアマンション等への、寝台用エレベーターの設置については次により取り扱う。

老人ケアマンション等については、施設の使用形態により、日常的にストレッチャーが使用されることが判断される場合は設置可能とする。ただし、多くの人の乗り込みにより極端に過負荷になることが予想される施設には、寝台用エレベーターのみの設置は不可とする。